

自家用有償旅客運送の 事務・権限の移譲に係る説明会

説明資料



国土交通省

平成26年10月29日

国土交通省自動車局旅客課地域交通室

- ✓ まず、事務・権限の移譲の概要をご説明します。
- ✓ 次に、自家用有償旅客運送がどのようなものかをご説明します。
- ✓ 次に、移譲される事務・権限の内容などをご説明します。
- ✓ 最後に、今後の予定をご説明します。

本日の流れ

1. 事務・権限の移譲の概要
2. 自家用有償旅客運送の概要
3. 移譲される事務・権限の内容と業務量
4. 今後の予定

1. 事務・権限の移譲の概要

- ✓ 平成26年5月28日に「地域の自主性及び自立性を高めるため改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次分権一括法)」が成立しました。
- ✓ これにより、平成27年4月1日から、「自家用有償旅客運送」の事務・権限については、**移譲を希望する市町村等において行う**ことが可能となります。
- ✓ また、「**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律**」も改正され、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、関係者の合意の下に、持続可能な地域公共交通ネットワークを作り上げるための枠組みを構築することとなりました。
- ✓ 事務・権限の移譲を受けることにより、**地域の実情に応じた創意工夫による移動手段が確保される**と考えられます。
- ✓ 一方で、これまで国で行っていた事務の移譲については、自治体の方には不安などがあると理解しています。
- ✓ 国土交通省では、円滑に事務・権限が移譲できるよう、マニュアルの策定などに取り組んでいきます。

事務・権限の移譲に対する地方公共団体の不安例

- ・人員を確保できない。
- ・専門的な知識がない。
- ・必要な事務処理、事務量や必要要員がわからない。
- ・移譲後のメリットがわからない。

など

1. 第4次一括法案について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申(平成25年6月25日)で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。

2. 改正概要(国土交通省関係)

国から地方公共団体への事務・権限の移譲

以下の事務・権限を移譲できるよう、都道府県等の処理する事務に関する規定等を改正。

- ・**自家用有償旅客運送に関する事務・権限**
【登録・監査等】【道路運送法】
- ・**自動車道事業に関する事務・権限**
【供用約款の設定の認可等】【道路運送法】
- ・**自動車運転代行業に関する事務・権限**
【認定等に係る同意等】【運転代行業法】

※ 法律全体では、43の法律に定める事務・権限を国から地方公共団体に移管。

自家用有償旅客運送とは

バス・タクシー等が運行されていない過疎地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、地方運輸局長の登録を受けた市町村、NPO等が、自家用車を用いて有償で運送する仕組。
(平成18年導入。登録団体数:3,036団体(平成25年3月時点))

- 希望する市町村に移譲することを基本。
(希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲。)

<効果>

- ・ 地域における関係者の合意から登録までにかかる期間の短縮
- ・ 地域の実情に応じた創意工夫による移動手段の確保



都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

- ・ 公有水面の埋立の免許等【公有水面埋立法】
- ・ 規制区域の指定等【国土利用計画法】
- ・ 一の指定都市区域内の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定等【都市計画法】

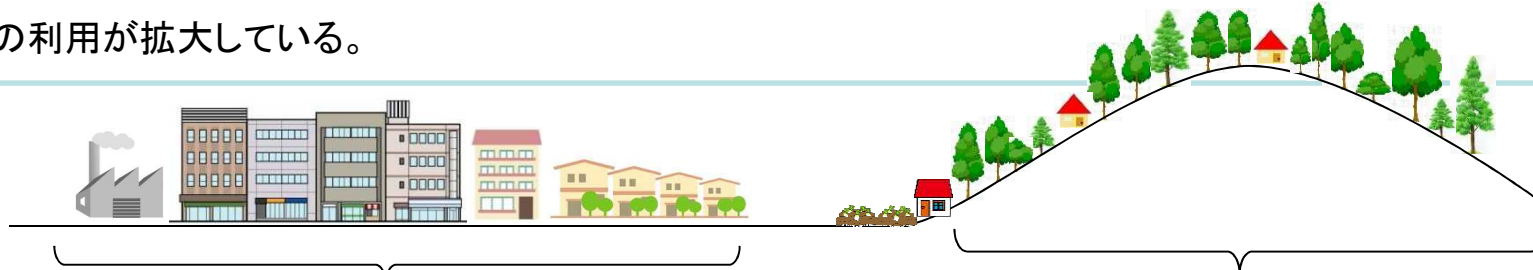
※ 法律全体では、25の法律に定める事務・権限を都道府県から指定都市に移管。

3. 施行期日

平成27年4月1日(体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日)

2. 自家用有償旅客運送の概要

○自家用有償旅客運送とバス・タクシー事業・・・バス・タクシーによるサービスが提供されない地域において、自家用有償旅客運送の利用が拡大している。



一定の交通需要があり、民間事業者によるサービスが提供されている地域

交通空白地域

緑ナンバー

路線バス・タクシー
バス事業者・タクシー事業者が高密度の輸送サービスを実施



コミュニティバス

地方自治体が自ら又はバス事業者へ運行を委託して、住民等を輸送



福祉タクシー

タクシー事業者が身体障害者等の移動制約者の輸送を目的としてサービスを実施



白ナンバー

住民のための自家用有償旅客運送
(市町村運営有償運送(過疎地)、過疎地有償運送)

交通空白地域において、住民の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の合意に基づき、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で輸送



身体障害者等のための自家用有償旅客運送
(市町村運営有償運送(福祉)、福祉有償運送)

福祉タクシー等による輸送サービスが提供されていない地域において、身体障害者等の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の合意に基づき、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で輸送



2. 自家用有償旅客運送の概要

- 自家用有償旅客運送の実施にあたっては、**運営協議会**（市町村運営有償運送の場合は地域公共交通会議）において合意が調った後に、**国土交通大臣の登録**を受ける必要がある。
- 国土交通大臣は、**輸送の安全確保及び利用者の保護**のための指導・監督を実施。


運営協議会（道路運送法第79条の4）

【主宰者】 市町村（都道府県も可）

【構成員】 地方運輸局（又は運輸支局）、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者 等

【協議事項】 ①自家用有償旅客運送の必要性 ②運送の区域 ③旅客から収受する対価

合 意

国土交通大臣の登録（道路運送法第79条）  権限の委任により、都道府県ごと（北海道は7ヶ所）の運輸支局長が実施

【登録要件】 ①バス、タクシーによることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることにつき、地域の関係者が合意していること。

②運行管理体制、運転者、整備管理体制、事故発生時の連絡体制等、必要な安全体制を確保していること。

【有効期間】 2年（重大事故を起こしていない場合等は3年）

→協議会の合意に基づき、更新の登録が必要

国土交通大臣による輸送の安全確保等の指導・監督（道路運送法第79条の9 等）  運輸支局長が実施

○ 運行管理体制、運転者の要件等、輸送の安全確保のために必要な体制等について、指導・監督

○ 必要に応じ、監査等により確認。さらに、是正命令や登録の取消等の処分を実施

2. 自家用有償旅客運送の概要

- 市町村運営有償運送は、市町村が運輸支局長に対し登録の申請を行います。実施にあたっては、地域公共交通会議において、関係者間で協議が調っている必要があります。
- 過疎地有償運送・福祉有償運送は、NPOなどが運輸支局長に対し登録の申請を行います。実施にあたっては、運営協議会において、関係者間で協議が調っている必要があります。

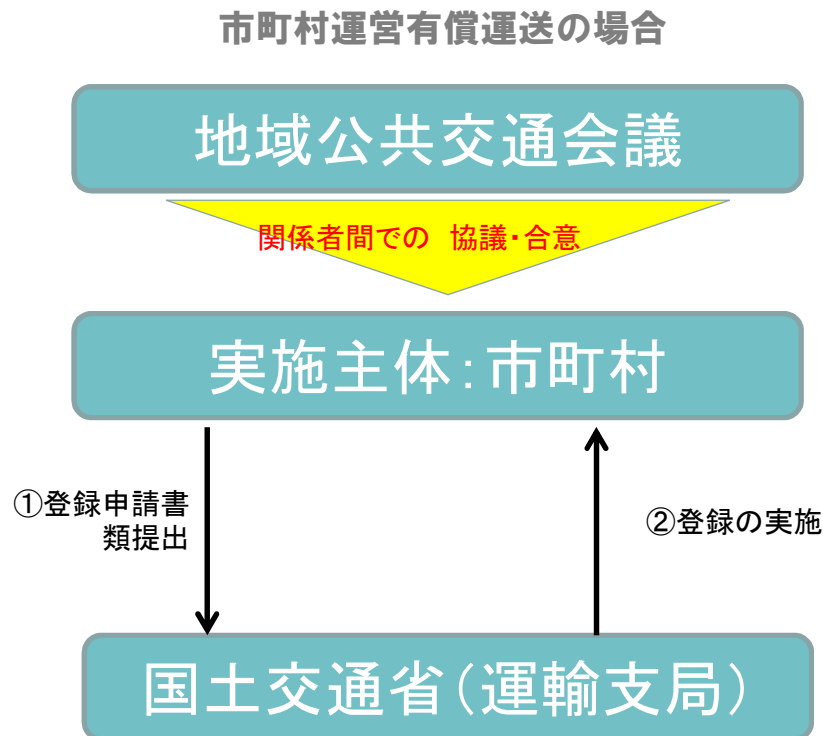


図 市町村運営有償運送の登録の流れ

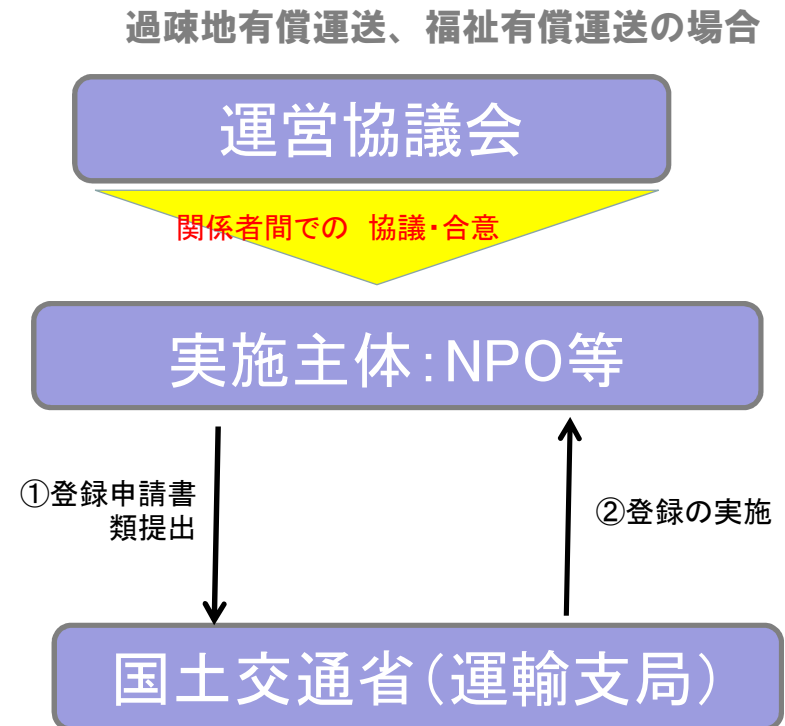
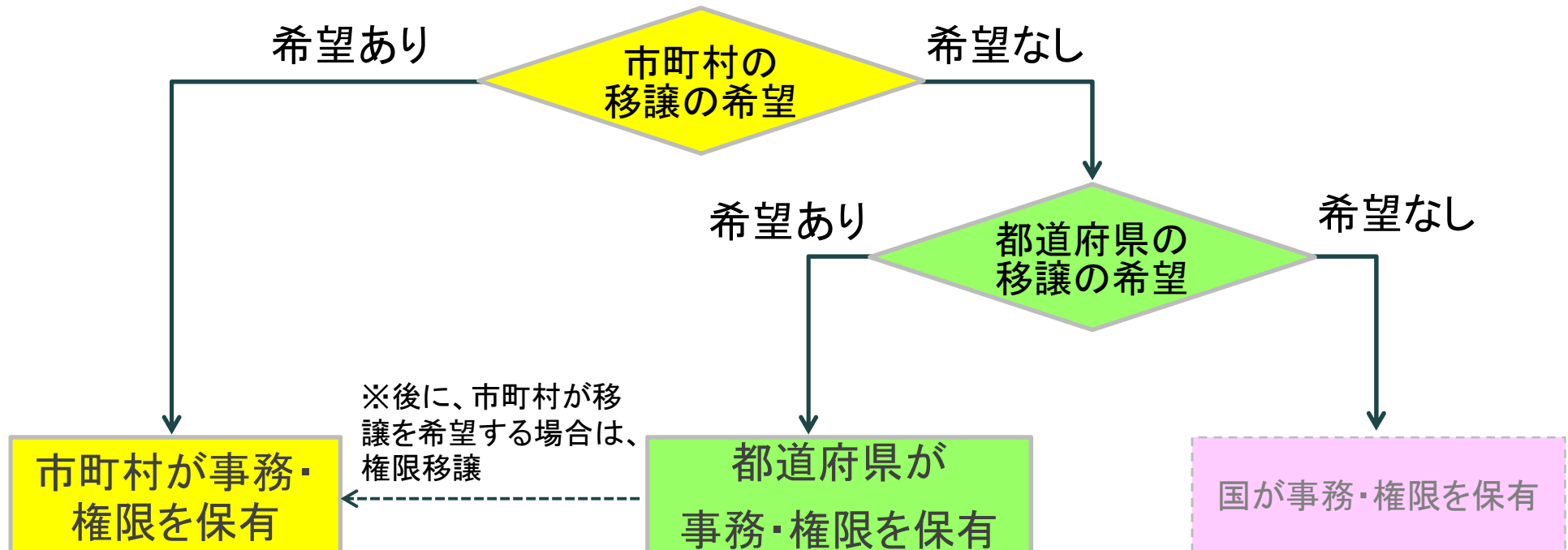


図 過疎地有償運送、福祉有償運送の登録の流れ

3. 移譲される事務・権限の内容と業務量

- 事務・権限の移譲については、移譲を希望する市町村に移譲されます(いわゆる「手挙げ方式」)。
- 移譲を希望しない市町村の区域について都道府県が移譲を希望する場合は、都道府県に事務・権限が移譲されます。
- 移譲を受けた都道府県内の市町村が後に移譲を希望することとなった場合は、当該市町村に係る権限については都道府県から移譲されることとなります。



3. 移譲される事務・権限の内容と業務量

○事務・権限の移譲により、登録の申請先が市町村または都道府県とすることが可能となります。

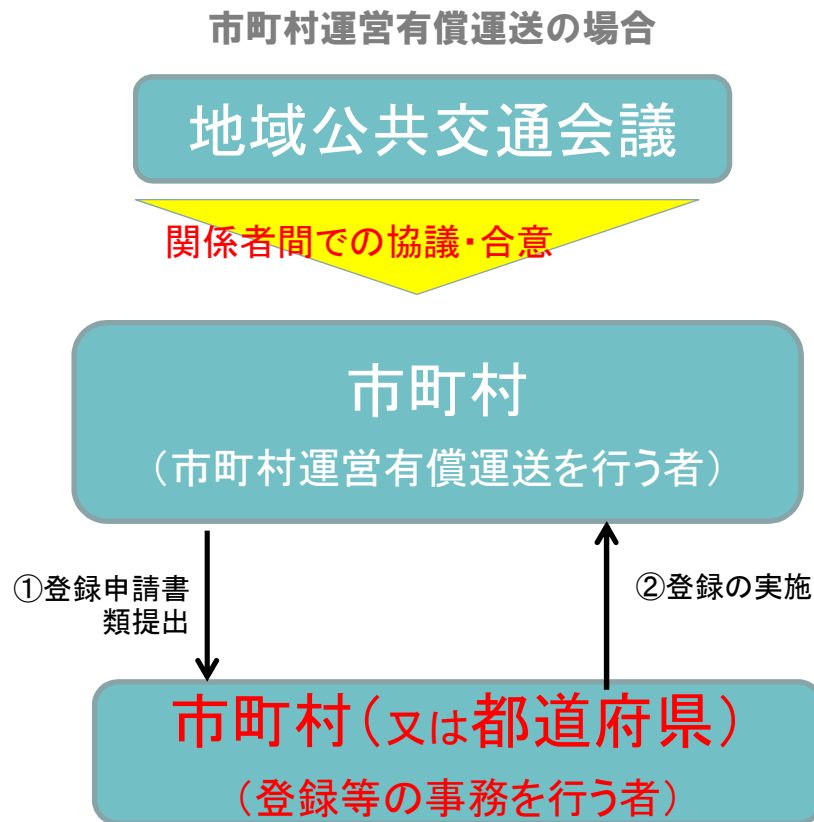


図 市町村運営有償運送の登録の流れ(H27.4～)

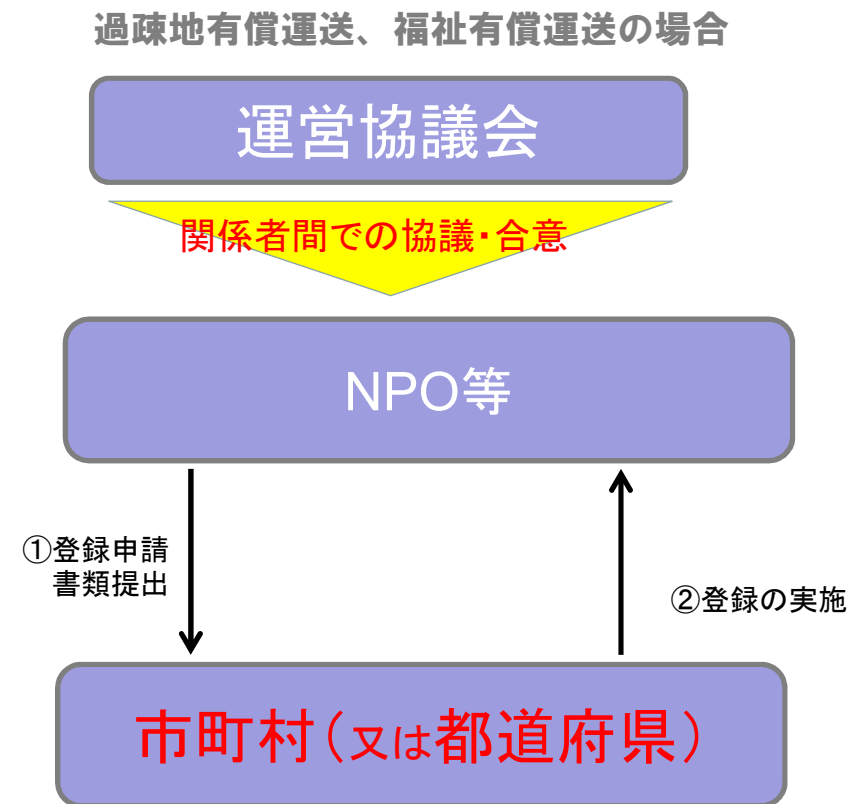


図 過疎地有償運送、福祉有償運送の登録の流れ(H27.4～)

※市町村運営有償運送については、運送を実施する主体と登録等の事務を行う主体が同一の自治体に帰属することとなるため、適切な役割分担がなされ、適正な登録・監査等が実施される必要がある。

3. 移譲される事務・権限の内容と業務量

○移譲を希望する市町村、都道府県へは、自家用有償旅客運送に関する様々な事務・権限が移譲されます。

内容① 登録(登録の実施、登録の拒否、登録の取消し、登録の抹消)

- ・新規登録、有効期間の更新登録、変更登録
- ・登録簿への登録 ・登録・登録拒否の通知
- ・有効期間の満了、業務の廃止届出受理又は登録の取り消しに係る登録の抹消

内容② 届出対応

- ・重大な事故に係る届出の受理
- ・業務の廃止に係る届出の受理
- ・軽微な事項の変更に係る届出の受理

内容③ 是正措置命令、業務の停止命令

- ・輸送の安全又は旅客の利便の確保のための是正措置命令
- ・法令・登録に付した条件に違反したとき、協議会での合意が解除されたとき等に該当することとなった場合の業務の停止命令

内容④ 報告、検査及び調査

- ・自家用有償旅客運送者に対し、自家用有償旅客運送の業務に関する報告をさせることができる
- ・自家用有償旅客運送者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件の検査や関係者に質問させることができる

3. 移譲される事務・権限の内容と業務量

事務・権限の一覧

※口色セルは登録手続き系の事務、■色セルは監査・処分系の事務

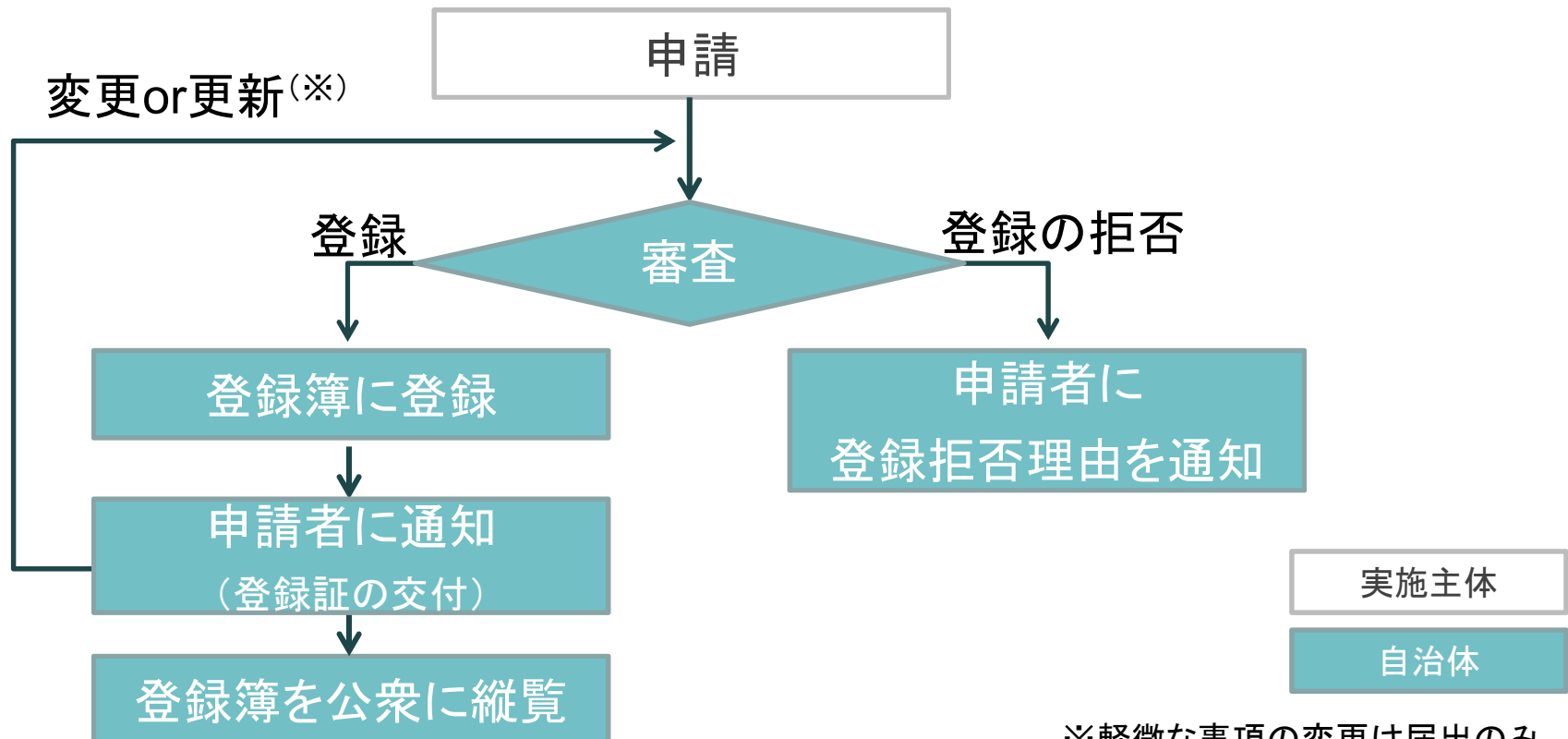
事務・権限	条項	概要
登録	第79条	自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣(以下「大臣」という。)の行う登録を受けなければならない
登録の実施	第79条の3	大臣は、登録申請があつた場合には、登録を拒否する場合を除くほか、必要事項を登録簿に登録しなければならない。 大臣は、登録をした場合は、遅滞なく申請者に通知しなければならない。 大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
登録の拒否	第79条の4	大臣は、運営協議会等で必要性についての合意がない場合や、欠格事由に該当する場合には、登録を拒否しなければならない。 大臣は、登録の拒否をした場合は、遅滞なく申請者に通知しなければならない。
有効期間の更新の登録	第79条の6	登録の有効期間(無事故等の場合は3年、それ以外は2年)を更新する場合は、大臣の更新登録を受けなければならない
変更登録等	第79条の7第1項、第2項	登録事項を変更しようとするときは、大臣の行う変更登録を受けなければならない
	第79条の7第3項	軽微な事項の変更をしたときは、その日から30日以内に大臣に届け出なければならない
	第79条の7第4項	大臣は、軽微な事項の届出を受理したときは、届出内容を登録簿に登録しなければならない
輸送の安全及び旅客の利便の確保	第79条の9第2項	大臣は、自家用有償旅客運送者の業務について輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、是正措置を講ずべきことを命ずることができる
事故の報告	第79条の10	自家用有償旅客運送者は、重大な事故を惹起したときは、遅滞なく大臣に届け出なければならない
業務の廃止	第79条の11	自家用有償旅客運送者は、業務を廃止したときは30日以内に大臣に届け出なければならない
業務の停止及び登録の取消し	第79条の12	大臣は、運営協議会での合意が解除されたときや欠格事由に該当することとなった場合等には、六月以内において期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止命令、又は登録を取り消すことができる
登録の抹消	第79条の13	大臣は、登録の有効期間が満了したとき、業務の廃止の届出があつたとき、登録の取消しをしたときは、登録を抹消しなければならない
聴聞の特例	第90条	地方運輸局長は、自家用有償旅客運送の業務の停止の命令をしようとするときは、聴聞を行わなければならない
報告、検査及び調査	第94条第1項、第4項	大臣は、その職員をして関係者に対し報告や質問、事業場への立ち入り、帳簿書類の検査をさせることができる

3. 移譲される事務・権限の内容と業務量

(1) 移譲される事務・権限の内容

①-1 登録(登録の実施、登録の拒否)

- 自家用有償旅客運送を行おうとする者からの申請を受け、審査を行います。
- 登録を行う場合は、登録簿に登録するとともに、申請者に通知(登録証の交付)します。
- 登録を拒否する場合は、拒否したこととその理由を通知します。
- 登録の有効期間の更新、運送の区域などを変更するときも同様の流れです。



※軽微な事項の変更は届出のみ 11

※有効期間は2~3年

3. 移譲される事務・権限の内容と業務量

①-2 登録(登録の実施)

○登録の申請では、申請書に添付書類を添えて提出されます。

【申請時に出される書類】(a)~(k)は参考様式あり。それ以外は任意様式)

1) 申請書

- ① 氏名又は名称、住所、法人の代表者名
- ② 自家用有償旅客運送の種別(市町村運営有償運送、過疎地有償運送、福祉有償運送)
- ③ 使用する自家用自動車の数、路線・運送の区域、事務所の名称・位置
- ④ 運送しようとする旅客の範囲

2) 添付書類

- ・ 定款、寄付行為、登記事項証明書、役員の名簿(過疎地有償運送、福祉有償運送の場合)
- ・ 路線図(路線を定めて行う市町村有償運送の場合)
- ⑤ 宣誓書(登録の拒否の条件(法第79条の4第1項第1~4号)に該当しない旨を証明する書類)
- ⑥ 地域公共交通会議または運営協議会で協議が整っていることを証明する書類
 - ・ 自動車の使用権原を証する書類
- ⑦ 運転者が要件を備えていることを証する書類
- ⑧ 運行管理の責任者の就任承諾書
- ⑨ 運行管理体制を記した書類
- ⑩ 整備管理体制を記した書類
- ⑪ 事故発生時の責任者及び連絡体制を記した書類
- ⑫ 旅客等々の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置
- ⑬ 運送しようとする旅客の名簿(過疎地有償運送、福祉有償運送の場合)

3. 移譲される事務・権限の内容と業務量

①-3 登録(登録の拒否)

○申請が出されても、下記の事項のいずれかに該当する場合は、登録を拒否しなければなりません。

【登録の拒否の要件】(下記の事項のいずれかに該当する場合)

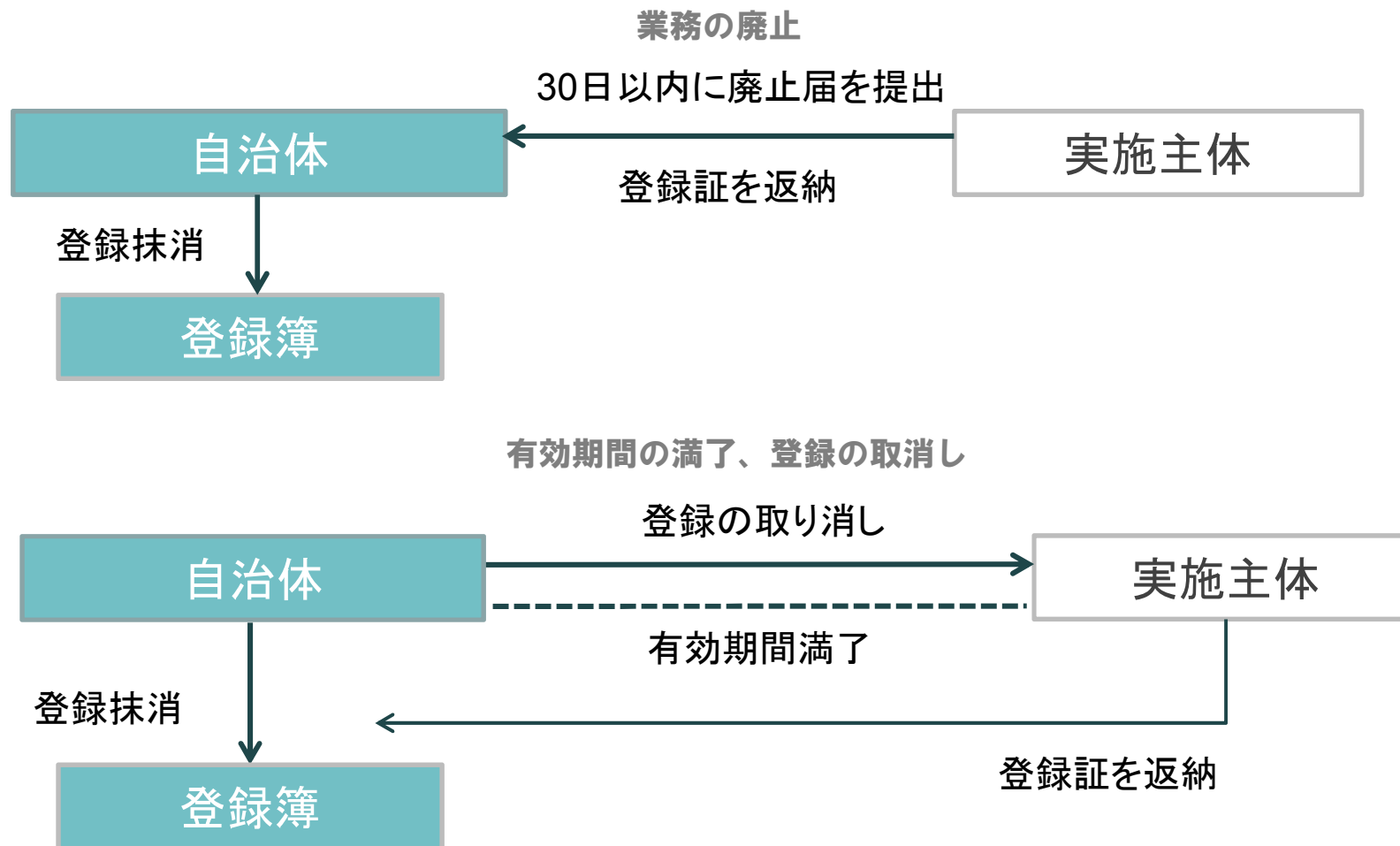
- ①申請者が、1年以上の懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき
- ②申請者が、登録の取り消しを受け、取り消し日から2年を経過していない者であるとき
(登録を取り消された者が法人である場合は、その処分を受ける原因となった事項が発生した当時、その法人の業務を執行する役員として在任した者で取消しの日から2年を経過していないものを含む)
- ③申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合、その法定代理人が上記①②及び下記④のいずれかに該当する者であるとき
- ④申請者が法人である場合、その法人の役員が上記①②③のいずれかに該当する者であるとき
- ⑤申請に係る自家用有償旅客運送に関し、バス・タクシー事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地域公共交通会議や運営協議会において、合意していないとき
- ⑥輸送の安全及び旅客の利便の確保のために法令で定める必要な措置を講ずると認められない場合
(必要な自動車の保有、要件を備える運転者の確保、運行管理の責任者・運行管理体制の整備、整備管理の責任者・整備管理体制の整備、事故発生時の責任・連絡体制、損害賠償措置)

	条項	平成25年度	平成24年度
登録拒否の通知	法第79条の4第2項	0	0
有効期間の更新の登録拒否の通知	第79条の6第2項において準用する法第79条の4第2項	0	0
変更登録拒否の通知	法第79条の7第2項において準用する法第79条の4第2項	0	0

3. 移譲される事務・権限の内容と業務量

①-4 登録(登録の抹消)

- 登録の有効期間が満了したとき、業務の廃止の届出があったとき、登録の取り消しをしたときは、登録を抹消します。
- 自家用有償旅客運送の実施者は、登録証を返納します。



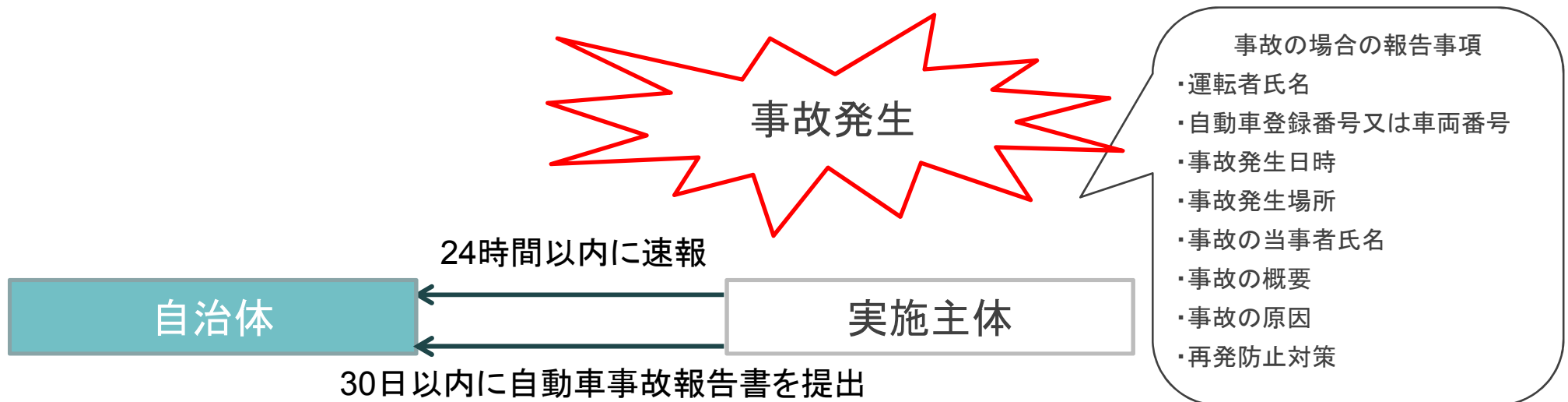
3. 移譲される事務・権限の内容と業務量

②-1 届出対応(事故の発生時)

自家用有償旅客運送者は、

○事故があったとき又は大臣の指示があったときは、電話・ファクシミリ等適当な方法により、24時間以内に速報しなければなりません。

○事故を引き起こしたときは、事故があった日から30日以内に自動車事故報告書を提出しなければなりません。



○事故の種類

(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令))

- ・自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
 - ・10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
 - ・死者又は重傷者を生じたもの
 - ・10人以上の負傷者を生じたもの
 - ・酒気帯び運転、無免許運転、麻薬等運転を伴うもの
 - ・救護義務違反があったもの
- など

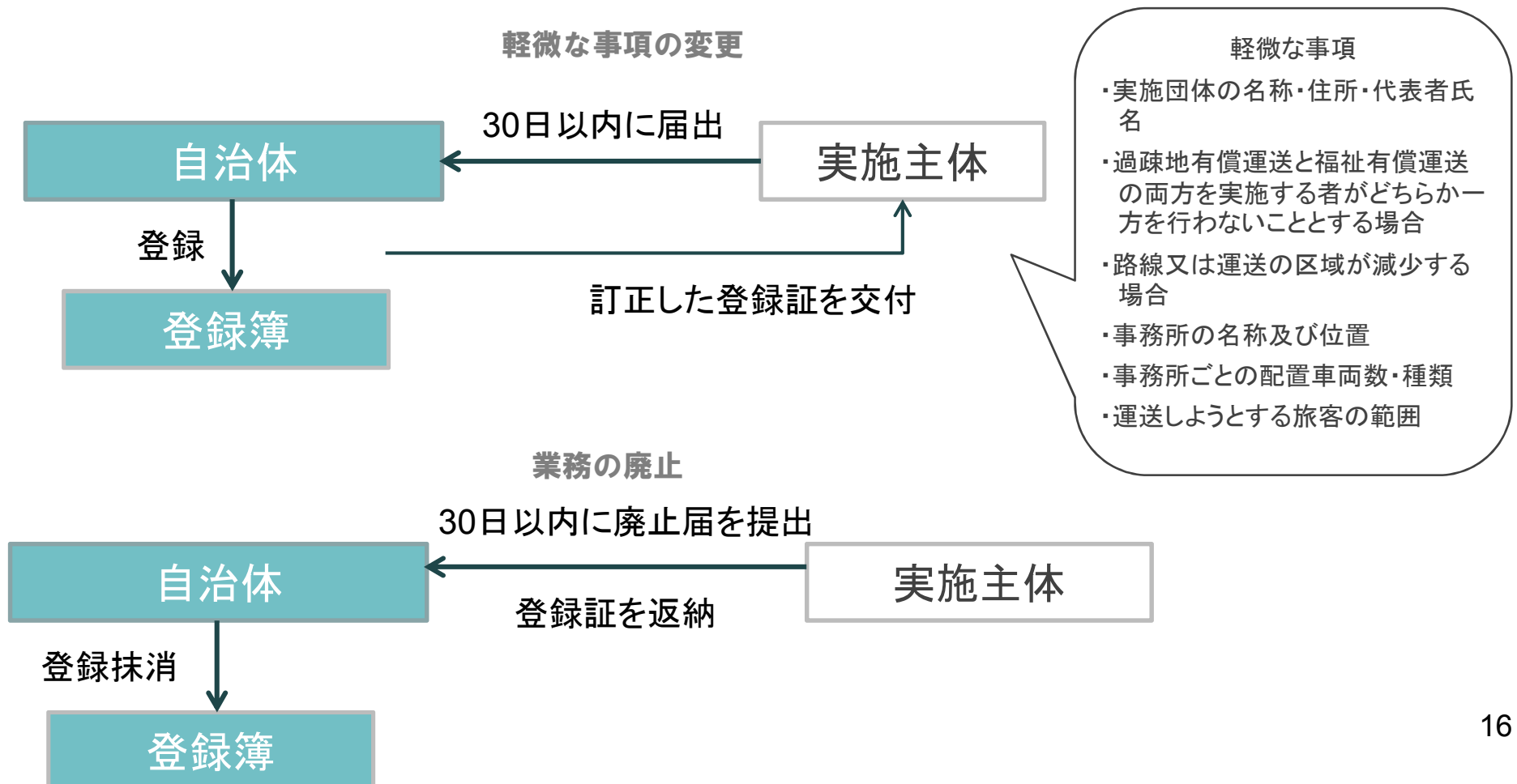
3. 移譲される事務・権限の内容と業務量

②-2 届出対応(業務の廃止、軽微な事項の変更)

自家用有償旅客運送者は、

○業務の廃止をしたときは、その日から30日以内に届出なければなりません。

○事務所の名称など軽微な事項の変更をしたときは、その日から30日以内に届出なければなりません。

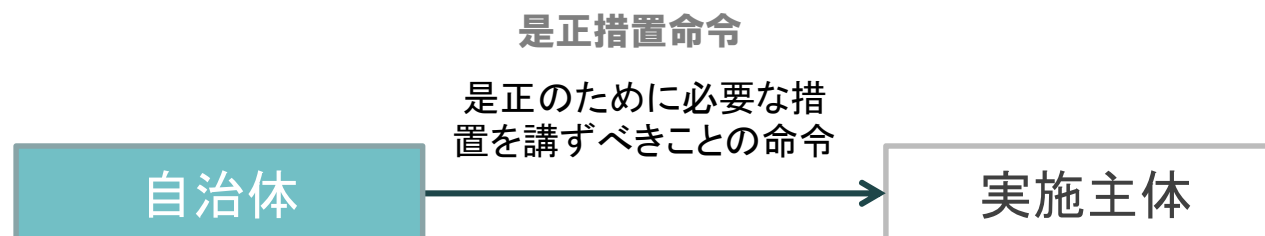


③-1 是正措置命令

- 自家用有償旅客運送者は、輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項を遵守しなければなりません。
- 大臣は、自家用有償旅客運送者の業務について、輸送の安全及び旅客の利便が確保されていないと認めるときは、必要な措置を講じるよう命ずることができます。

【輸送の安全・旅客の利便の確保について命ずることができる内容】

- ・自家用有償旅客運送自動車の運行の管理の方法を改善すること
- ・路線又は運送の区域を変更すること
- ・旅客から収受する対価を変更すること。
- ・旅客の運送に関し支払うべき損害賠償のための保険契約を締結すること。

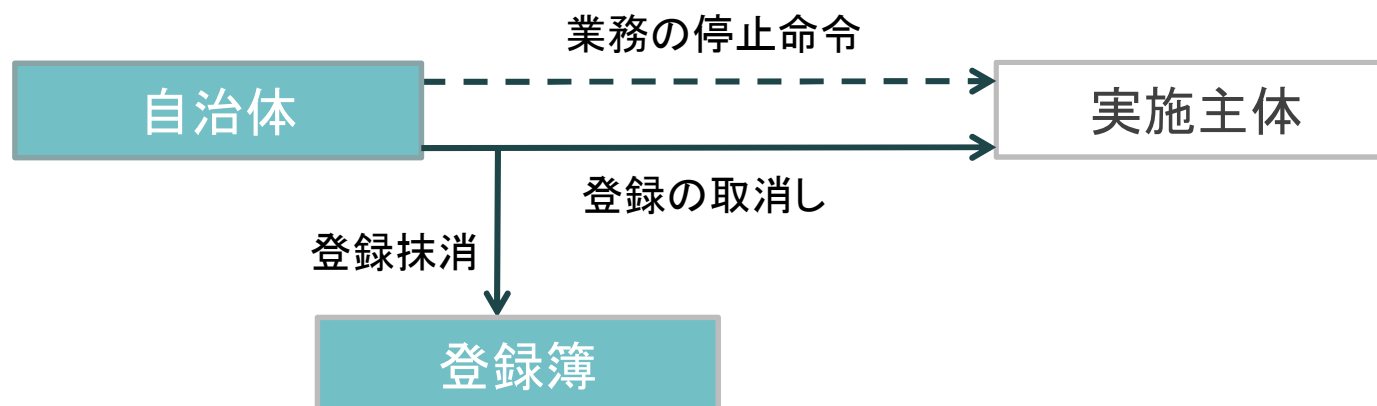


3. 移譲される事務・権限の内容と業務量

③-2 業務の停止命令

○法令や命令に違反したときなどは、6月以内で期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じ、又は、登録を取り消すことができます。

- ・法律、法律に基づく命令・処分、登録に付した条件に違反したとき
- ・不正の手段により登録・更新登録・変更登録を受けたとき
- ・登録拒否の要件に該当することとなったとき
- ・運営協議会の合意により解除されたとき



3. 移譲される事務・権限の内容と業務量

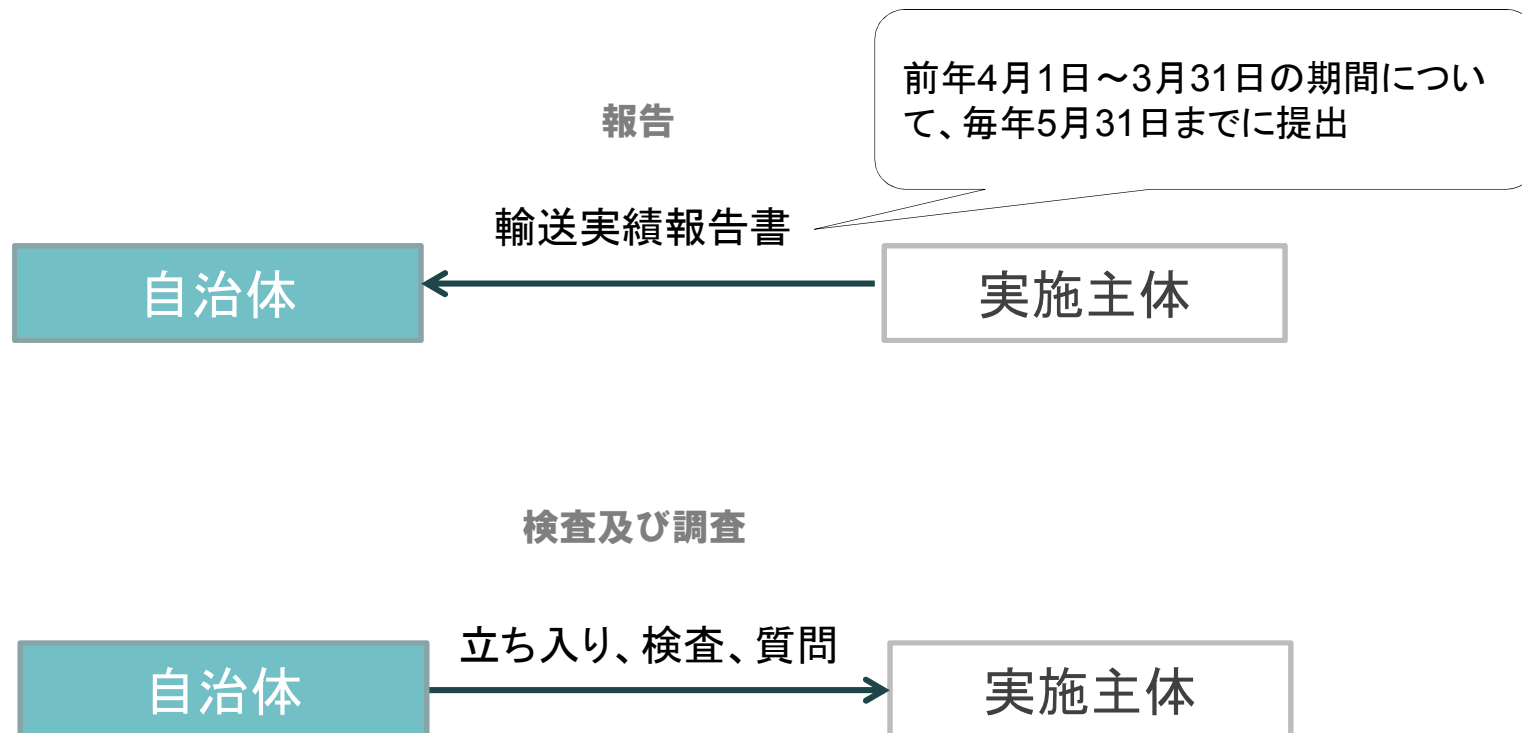
④報告、検査及び調査

(法第94条 大臣は、その職員をして、事業場に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査し、又は関係者に質問させることができる)

○自家用有償旅客運送の実施者に対し、業務に関し報告させることができます。

○自家用有償旅客運送の実施者の事務所などに立ち入り、帳簿書類その他物件を検査し、関係者に質問することができます。

○立ち入る職員は、身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければなりません。



3. 移譲される事務・権限の内容と業務量

(2) 移譲される事務・権限の業務量

○様々な事務が移譲されますが、年間を通じて業務が発生するものではありません。

✓1件あたりのおおよその処理時間は次のとおりです(事案の内容によって多少の違いはあります)。

- ・申請から登録まで 約1か月(標準処理期間)
- ・届出の受理 約20分
- ・監査 2人日

✓上記以外に、運営協議会等への出席や各種問い合わせ対応等を実施しています。

○過去3年の全国の登録件数は以下のとおりです。

○これを市町村単位でみると、1市町村あたりの登録件数は年間数件となります。

※資料巻末に運輸支局別の登録件数掲載

全国	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新規登録	142件	152件	140件
有効期間の更新登録	1,309件	382件	1,021件
変更登録 (軽微な事項の変更を含む)	225件	206件	182件
登録の抹消	133件	84件	124件

【事務手続きの簡素化】

自家用有償旅客運送の登録等に必要となる書類については、バス・タクシー事業に準じたものとされているため、添付書類の多さや様式の複雑さ等、事務手続きの煩雑さが指摘されているところです。

このため、国土交通省においては、法令の趣旨も踏まえつつ、実施主体の負担軽減に資するよう、事務手続きの簡素化や合理化について検討中です。(自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲のあり方検討会最終とりまとめ)

4. 今後の予定

○国土交通省では、事務・権限の移譲に関する情報をみなさまにわかりやすくお伝えするために、情報提供ツールを作成する予定です。

○作成したツールは、来年1～2月に開催予定の説明会でお渡しし、ご説明します。

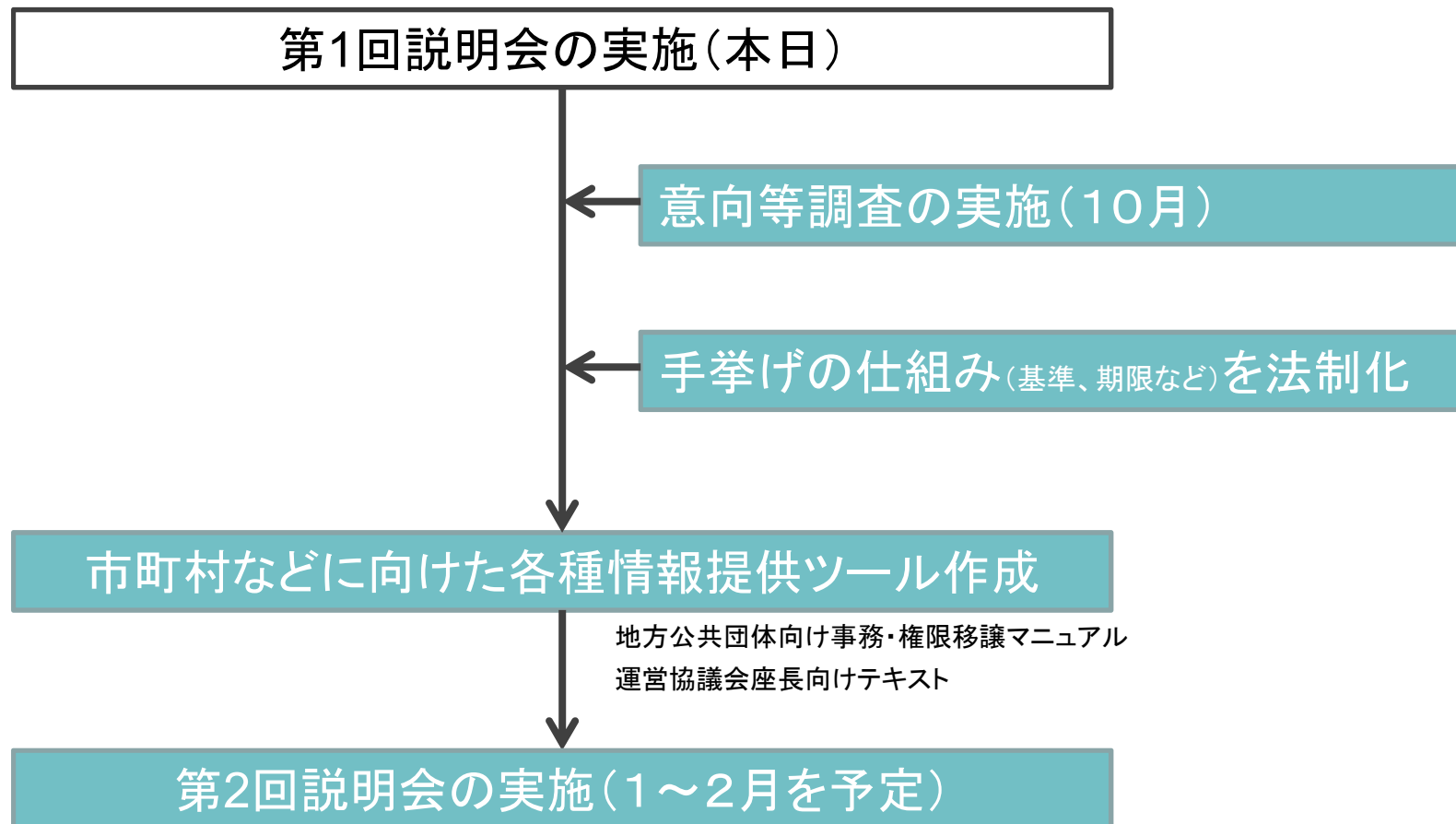


図 今後のスケジュール(案)

4. 今後の予定

○事務・権限の移譲に係る今後の予定は以下のとおりです。

○国土交通省では各種マニュアルを作成し、移譲の促進に向けて、円滑な引き継ぎを行って参ります。

		H26.9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	H27.4月
移譲に係る制度設計	指定基準 (通達)	指定基準作成		指定の申出			指定の告示準備		指定
	省令等 (移譲に係る形式改正)	省令改正							
	省令等 (運用ルール)	省令改正							
	運用方法	運用方法改善通達発出							
移譲のための引継ぎ	意向調査		意向調査						
	事務実施マニュアル	事務実施マニュアルの作成							
	移譲マニュアル	移譲マニュアルの作成							
	引継ぎ			技術的助言発出	引継ぎ				
関係者への周知	説明会		説明会①			説明会②			
	周知	自治体・事業者団体等への周知【随時】							

参考資料

- 自家用有償旅客運送をより効果的に活用していくための課題も存在しています。
- 国土交通省では、これらの課題について、改善に向けて検討しています。

課題① 運用ルールの緩和

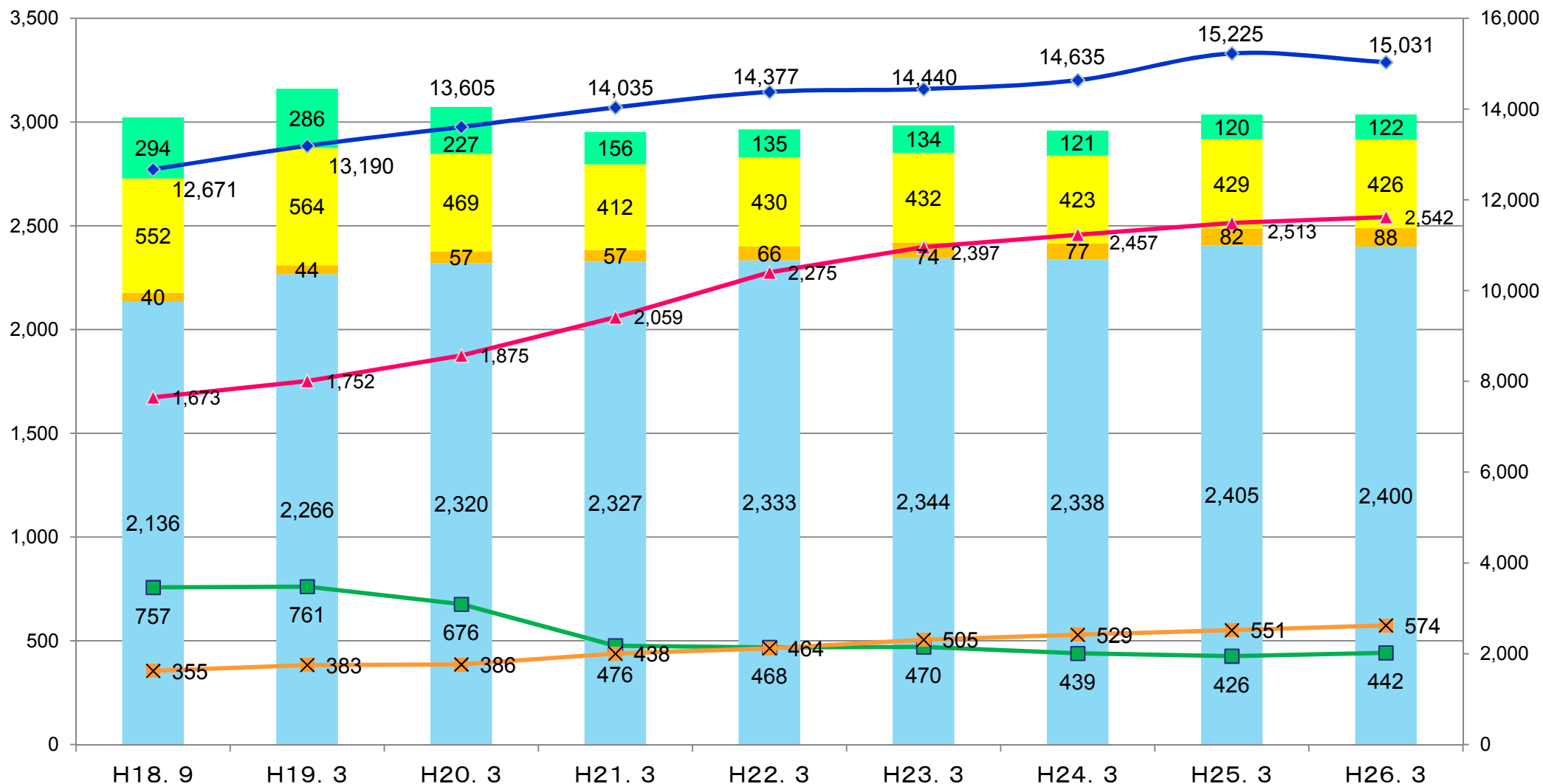
- ✓ 市町村長が適切と認める自治会などの「権利能力なき社団」も実施主体として認めるべきではないか。
- ✓ 運送できる旅客に、一定の条件の下で、地域外からの訪問者なども加えるべきではないか。

課題② 運用方法の改善

- ✓ 他の交通関係協議会との連携や、まちづくり・福祉など他分野と一体的な議論が必要ではないか。
- ✓ 合意形成の円滑化に向けて、国から積極的に情報提供すべきではないか。
- ✓ 不合理なローカルルールの是正の促進を進めるべきではないか。

自家用有償旅客運送の団体数・車両数

- 市町村(福祉)団体数
- 市町村(交通空白)団体数
- 過疎地団体数
- 福祉団体数
- 市町村(福祉)車両数
- ▲ 市町村(交通空白)車両数
- × 過疎地車両数
- ◆ 福祉車両数



自家用有償旅客運送の団体数(H25年度)①

○平成25年度の全国の自家用有償旅客運送の実施団体数は以下のとおりです。

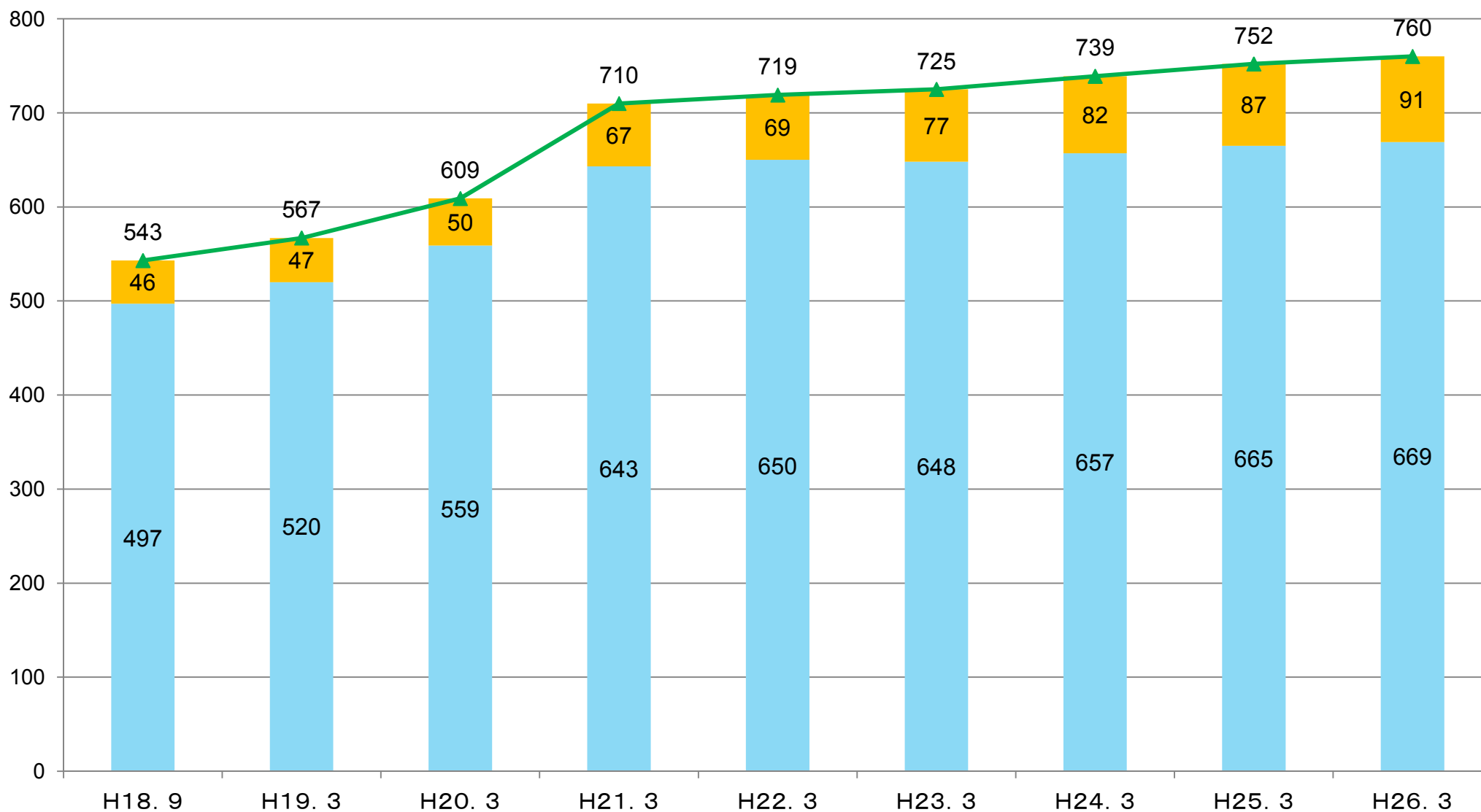
運輸局	運送主体	市町村運営		過疎地有償運送									福祉有償運送									合計		
		交通空白	福祉	NPO	一社一財	認可地縁団体	農協	生協	医療法人	社福法人	商工会議所	商工会	小計	NPO	一社一財	認可地縁団体	農協	生協	医療法人	社福法人	商工会議所		商工会	小計
北海道	札幌	12	3	1						2			3	60	2			2	1	49			114	132
	函館	2	2									0	3			1		2	15			21	25	
	旭川	20	8							2		2	10						27			37	67	
	室蘭	6	6	1					1			2	12					5	18			35	49	
	釧路	4	4									0	4			2			7			13	21	
	帯広	3										0	10						19			29	32	
	北見	6		1								1	8			1		1	15			25	32	
	計	53	23	3	0	0	0	0	1	4	0	0	8	107	2	0	4	2	9	150	0	0	274	358
東北	青森	6	4	1						1		2	11				1	1	52			65	77	
	岩手	14		3		1						4	10					1	20			31	49	
	宮城	14	2									0	10	0				1	13			24	40	
	秋田	6	5	1								1	1						7			8	20	
	山形	22										0	23			1	2	2	13			41	63	
	福島	9										0	5	1		1			15			22	31	
	計	71	11	5	0	1	0	0	0	1	0	0	7	60	1	0	2	3	5	120	0	0	191	280
関東	茨城			3						1	1	5	26					4	26			56	61	
	栃木	7	1									0	20	1		1		5	41			68	76	
	群馬	6		1						3		4	40	2		2	1	5	49			99	109	
	埼玉	5		1								1	159	4				1	57			221	227	
	千葉	2	4							1		1	48	2			1	3	50			104	111	
	東京	2	1									0	82	1				1	31			115	118	
	神奈川											0	143	5			1	6	35			190	190	
	山梨	7	2									0	7					1	22			30	39	
計	29	8	5	0	0	0	0	0	5	0	1	11	525	15	0	3	3	26	311	0	0	883	931	
北信	新潟	10		5								5	23	1					13			37	52	
	富山	11	2	3								3	4						2			6	22	
	石川	7	3									0	15	1		2	1	6	21			46	56	
	長野	31	4	4						4		8	28				1	1	59			89	132	
	計	59	9	12	0	0	0	0	0	4	0	0	16	70	2	0	2	2	7	95	0	0	178	262

自家用有償旅客運送の団体数(H25年度)②

運輸局	運送主体	市町村運営		過疎地有償運送									福祉有償運送									合計		
		交通空白	福祉	高齢	一社一財	認可地縁団体	農協	生協	医療法人	社福法人	商工会議所	商工会	小計	高齢	一社一財	認可地縁団体	農協	生協	医療法人	社福法人	商工会議所		商工会	小計
中部	福井	4										0	2						8			10	14	
	岐阜	5	7								1	1	24	1					10			35	48	
	静岡	8	6	2								2	24					1	19			44	60	
	愛知	6	2		1							1	2	62				2	1	26			91	101
	三重	8		1									1	30			3	1	6	39			79	88
	計	31	15	3	1	0	0	0	0	0	0	2	6	142	1	0	3	3	8	102	0	0	259	311
近畿	滋賀	4	2									0	20						8			28	34	
	京都	6		4	1					1		6	23	2					26			51	63	
	大阪		1	1		0				1		2	66	4			5	8	57			140	143	
	兵庫	10	4	3						1		4	47	3			1	2	25			78	96	
	奈良	9	1	1						2		3	11	1					15			27	40	
	和歌山	5										0	8				1		8			17	22	
計	34	8	9	1	0	0	0	0	5	0	0	15	175	10	0	0	7	10	139	0	0	341	398	
中国	鳥取	13	4	5						1		6	8	4				2	13			27	50	
	島根	18	5	2								2	5					1	2			8	33	
	岡山	12	4	2						1		3	26					1	33			60	79	
	広島	9	2	1						1		2	6						4			10	23	
	山口	8	3	2								2	3						1			4	17	
	計	60	18	12	0	0	0	0	0	3	0	0	15	48	4	0	0	0	4	53	0	0	109	202
四国	徳島	10	1	2						1		3	0									0	14	
	香川	8		1								1	1						0			1	10	
	愛媛	12		1								1	4									4	17	
	高知	13	1	2						1		3	2									2	19	
	計	43	2	6	0	0	0	0	0	2	0	0	8	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	60
九州	福岡	10	8									0	21						7			28	46	
	佐賀	2		1								1	17					1	14			32	35	
	長崎	3	4	1								1	5						9			14	22	
	熊本	4	11									0	14			1	1	1	4			21	36	
	大分	7										0	1									1	8	
	宮崎	14	3									0	11	2					11			24	41	
	鹿児島	1										0	18						17			35	36	
計	41	26	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	87	2	0	1	1	2	62	0	0	155	224	
沖縄	5	2										0	0						3			3	10	
合計	426	122	57	2	1	0	0	1	24	0	3	88	1221	37	0	15	21	71	1035	0	0	2400	3036	

運営協議会の設置数

■ 過疎地有償運送運営協議会 ■ 福祉有償運送運営協議会 ▲ 全体



事務処理件数①

○各運輸支局における年度別の登録件数は以下のとおりです。

平成23年度の登録件数

運輸局	運輸支局	23年度の登録件数				運輸局	運輸支局	23年度の登録件数				運輸局	運輸支局	23年度の登録件数				
		新規	更新	変更	抹消			新規	更新	変更	抹消			新規	更新	変更	抹消	
北海道	札幌	8	86	10	15	北陸信越	新潟	3	31	2	5	中国	鳥取	3	24	8	1	
	函館	1	12	7	0		富山	0	20	9	0		島根	0	18	5	0	
	旭川	5	28	2	4		石川	5	12	7	0		岡山	1	11	5	3	
	室蘭	1	29	0	1		長野	3	57	9	3		広島	3	16	1	1	
	釧路	0	11	0	0		計	11	120	27	8		山口	0	7	1	0	
	帯広	4	6	5	2		中部	福井	0	8	2		1	計	7	76	20	5
	北見	1	14	2	2	岐阜		0	18	3	5		四国	徳島	0	9	4	0
	計	20	186	26	24	静岡		0	24	3	5			香川	0	9	2	0
東北	青森	1	17	1	2	愛知		6	41	4	8	愛媛		0	13	2	0	
	岩手	1	22	23	1	三重	0	14	8	3	高知	2		13	4	0		
	宮城	0	19	2	3	計	6	105	20	22	計	2		44	12	0		
	秋田	0	12	2	1	近畿	滋賀	2	15	2	4	九州	福岡	0	20	6	0	
	山形	2	29	9	2		京都	4	44	5	5		佐賀	2	20	2	1	
	福島	1	15	1	2		大阪	11	45	9	12		長崎	1	10	6	0	
計	5	114	38	11	兵庫		6	41	5	3	熊本		3	19	1	0		
関東	茨城	2	37	0	0		奈良	0	20	4	1		大分	0	6	1	0	
	栃木	5	56	4	9		和歌山	2	10	1	0		宮崎	3	19	6	4	
	群馬	6	47	4	4	計	25	175	26	25	鹿児島		2	12	1	1		
	埼玉	16	43	10	3	沖縄	計	1	5	1	1		計	11	106	23	6	
	千葉	4	48	5	5													
	東京	2	81	0	3	全国計	142	1,309	225	133								
	神奈川	15	39	6	5													
	山梨	4	27	3	2													
計	54	378	32	31														

事務処理件数②

平成24年度の登録件数

運輸局	運輸支局	24年度の登録件数				運輸局	運輸支局	24年度の登録件数				運輸局	運輸支局	24年度の登録件数				
		新規	更新	変更	抹消			新規	更新	変更	抹消			新規	更新	変更	抹消	
北海道	札幌	8	19	1	2	北陸信越	新潟	2	8	4	0	中国	鳥取	4	13	5	2	
	函館	0	2	8	0		富山	0	1	4	0		島根	2	2	11	0	
	旭川	0	2	6	0		石川	5	6	4	0		岡山	3	29	6	2	
	室蘭	1	5	0	0		長野	1	8	11	1		広島	0	3	3	0	
	釧路	0	0	1	0		計	8	23	23	1		山口	1	5	2	0	
	帯広	2	6	1	3		中部	福井	0	1	3		0	計	10	52	27	4
	北見	3	3	0	1	岐阜		2	3	3	1		四国	徳島	0	1	2	0
	計	14	37	17	6	静岡		2	6	3	2			香川	0	1	5	1
	東北	青森	7	8	1	1	愛知	3	5	2	4			愛媛	0	0	4	0
岩手		2	8	2	1	三重	3	7	4	2	高知	0		1	3	0		
宮城		2	2	9	2	計	10	22	15	9	計	0		3	14	1		
秋田		1	1	4	1	近畿	滋賀	2	7	9	1	九州	福岡	3	6	3	0	
山形		4	10	13	3		京都	1	2	2	0		佐賀	1	4	0	1	
福島		0	2	2	1		大阪	12	33	3	6		長崎	0	13	9	0	
計		16	31	31	9		兵庫	9	14	6	6		熊本	3	5	3	0	
関東	茨城	7	4	1	3		奈良	2	6	4	0		大分	1	0	6	0	
	栃木	0	6	5	1		和歌山	0	8	0	1		宮崎	3	13	5	4	
	群馬	2	7	4	3	計	26	70	24	14	鹿児島		1	8	0	1		
	埼玉	25	35	10	9	沖縄	計	1	2	0	1		計	12	49	26	6	
	千葉	5	11	3	4		全国計	152	382	206	84							
	東京	3	8	1	5													
	神奈川	9	19	3	6													
	山梨	4	3	2	2													
	計	55	93	29	33													

事務処理件数③

平成25年度の登録件数

運輸局	運輸支局	25年度の登録件数				運輸局	運輸支局	25年度の登録件数				運輸局	運輸支局	25年度の登録件数			
		新規	更新	変更	抹消			新規	更新	変更	抹消			新規	更新	変更	抹消
北海道	札幌	12	23	7	1	北陸信越	新潟	8	5	3	3	中国	鳥取	1	11	6	3
	函館	1	10	4	0		富山	0	3	4	1		島根	3	6	8	0
	旭川	4	34	7	0		石川	1	26	4	1		岡山	2	32	9	0
	室蘭	2	17	0	0		長野	2	60	5	7		広島	0	4	2	1
	釧路	0	10	1	0		計	11	94	16	12		山口	2	3	3	0
	帯広	1	17	3	1		計	11	94	16	12		計	8	56	28	4
	北見	2	13	4	1	中部	福井	1	5	3	1	四国	徳島	1	2	5	0
	計	22	124	26	3		岐阜	3	22	0	2		香川	0	1	3	1
東北	青森	3	43	2	2		静岡	3	24	1	6		愛媛	0	2	2	0
	岩手	0	17	7	0		愛知	5	47	4	7		高知	3	2	2	0
	宮城	1	15	2	1		三重	3	51	2	3		計	4	7	12	1
	秋田	1	5	3	0	計	15	149	10	19	九州	福岡	5	9	2	0	
	山形	1	20	3	5	近畿	滋賀	3	10	6		2	佐賀	5	4	1	2
	福島	0	14	2	0		京都	2	12	0		2	長崎	1	2	9	0
	計	6	114	19	8		大阪	9	56	3		19	熊本	2	6	3	3
関東	茨城	0	13	0	2		兵庫	2	17	2		4	大分	0	1	2	0
	栃木	4	21	4	6		奈良	1	6	1		0	宮崎	4	7	4	2
	群馬	9	44	5	6		和歌山	1	2	0		2	鹿児島	1	13	1	4
	埼玉	9	125	14	7	計	18	103	12	29	計	18	42	22	11		
	千葉	2	44	4	2	沖縄	計	18	103	12	29	計	1	1	2	2	
	東京	1	27	0	5		全国計	140	1,021	182	124						
	神奈川	11	54	2	7												
	山梨	1	3	6	0												
	計	37	331	35	35												

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の概要

平成26年5月21日公布

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化(法目的に追加)

日常生活等に必要不可欠な
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの
交通施策の促進

関係者相互間の連携と
協働の促進

等

目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- ① 地方公共団体が中心となり、
- ② まちづくりと連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築

地方公共団体を中心とした地域公共交通網の再構築を
国が支援する枠組み

改正後の基本スキーム

基本方針

国が策定
まちづくりとの連携を明確化

地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、
地方公共団体が
協議会を開催し策定

< 現行の地域公共交通総合連携計画に追加する事項 >

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

◆ 地方公共団体を中心とした地域の面的な公共交通ネットワークの再構築を支援する予算制度

(地域公共交通確保維持改善事業(平成26年度予算306億円)の内数)

- まちづくりと連携した計画策定を支援。ケーススタディーを実施
→ 国による全国の実績事例、データの提供を通じた助言
→ 合意形成を促進
- バスを地方公共団体が購入して民間事業者に貸し付ける場合の国による補助制度の創設

◆ まちづくりとの連携による都市機能の立地誘導を支える公共交通等への支援の強化

(社会資本整備総合交付金(平成26年度予算9124億円)の内数等)

- 駅前広場やバスの乗換ターミナル、待合所の整備等公共交通の利用環境の充実を重点的に支援

◆ 地方公共団体を中心とした地域の面的な公共交通ネットワークの再構築を推進するための特例制度

- バスの路線、輸送力の設定等に関する許認可の審査基準の緩和
- バスの運賃・料金の規制緩和(上限認可→届出)
- 計画の維持を困難とするような行為の防止
- 事業が実施されない場合の勧告・命令

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業

面的な公共交通ネットワークを再構築
するため、事業者等が地方公共団体の
支援を受けつつ実施

地域公共交通再編実施計画

地方公共団体が事業者等
の同意の下に策定

現行

軌道運送
高度化事業
(LRTの整備)

鉄道事業
再構築事業
(上下分離) ...

実施計画

実施計画 ...

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

自家用有償旅客運送を地域
公共交通ネットワークの担
い手として位置付け

地域公共交通活性化再生法の改正の効果について

現行制度の問題点

- ・ 人口減少社会の中で、民間交通事業者の事業運営に任せるだけでは、地域公共交通の維持や活性化が困難。

- ・ 現行の地域公共交通総合連携計画は、
 - 多くは民間バスの廃止路線をコミュニティバスなどで代替するための単体・局所的な計画にとどまる。
 - まちづくり等の地域戦略との一体的な取組みに欠けている。
 - 市町村単独の計画が、交通圏の広がりに対応できていない例が見られる。

- ・ 面的な公共交通ネットワークの再構築を国が支援する仕組みが不十分。

法改正による対応

- ・ **地方公共団体**が、それぞれの地域の公共交通のあり方を主体的に検討し、その再構築を先頭に立って推進することができる仕組みを構築する。

- ・ 計画名を「地域公共交通網形成計画」とし、**まちづくりと連携した、面的な公共交通ネットワーク**を再構築するための計画とする。
- ・ 地域の実情に応じ、都道府県も市町村と共同で計画を作成できることとする。

- ・ **地方公共団体**が中心となって**面的な公共交通ネットワーク**の再構築を進めるための実施計画を国が認定する制度を創設し、予算措置、法律の特例措置等をパッケージで講じることにより、計画の実現を全面的に後押しする。
- ・ **地方公共団体**の取組みに必要な人材の育成についても、支援を行う。